１．立候補後選挙活動期間

① 各選挙につき、候補者の届出、衆議院名簿の届出、参議院名簿の届出又は公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までを「立候補後選挙活動期間」とする。
② 衆議院議員及び参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村長議会の任期満了による選挙は、議員の任期が終る日の前 90 日以内に行う。
③ 前項の規定により（衆議院議員及び参議院議員、都道府県議会議員、市区町村長議会）選挙を行うべき期間が議会開会中又は議会閉会の日から〇〇日（現行 23 日）以内にかかる場合においては、その選挙は閉会の日から 90 日以内に行う。
④ 衆議院及び参議院、都道府県知事、都道府県議会、市区町村長、市区町村議会の解散又は辞職等による選挙は、解散又は辞職等の日から 40 日以内に行う。
⑤ 各選挙の期日及び候補者の届出締め切り、候補者の公表は、少なくとも上記期日の 10 日後に公示又は告示しなければならない。
⑥ 各選挙につき、候補者の届出、衆議院名簿の届出、参議院名簿の届出又は公職の候補者の届出は候補者の届出開始から公示又は告示日までに届け出なければならない。

各選挙において候補者の届出をして公表された日（公示また告示日）から投票日の前日までの期間を「立候補後選挙活動期間」とする。

選挙の期日は 90 日前に決定することとし、同日から 10 日間で候補者（になろうとする者）は届出を行う。候補者の届出締切日をもって候補者を公表し、その日から「立候補後選挙活動期間」として、その期間は原則 80 日とする。なお、衆議院の場合「解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ」（日本国憲法第 54 条）との規定から 40 日以内での期間を設定することとする。

例えば、投票日を基準日として 80 日前を公示・告示日及び候補者の届出・公表する日として立候補後選挙活動期間と設定すると、おおよそ以下のようなスケジュールとなる。

なお、不在者投票・期日前投票の期間については、現行より長期間とすると投票所等の設置・人員配置などの負担が増加するため、現行と同様の期日とする。

※１　「原則 90 日」としたのは、近年の国会閉会中の期間を参考にした。立候補後選挙活動期間を長くした場合に「国会が長期に開催されないこと」への意見が想定してのものである。現状の「選挙運動期間」（最長 17 日間）からすると 5 倍程度となる。
※２　都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村長議会の選挙については、基本的な規定のみ法律で定め、具体な期間などについては条例で定めるものとしたい。

（例：衆議院議員選挙の場合）

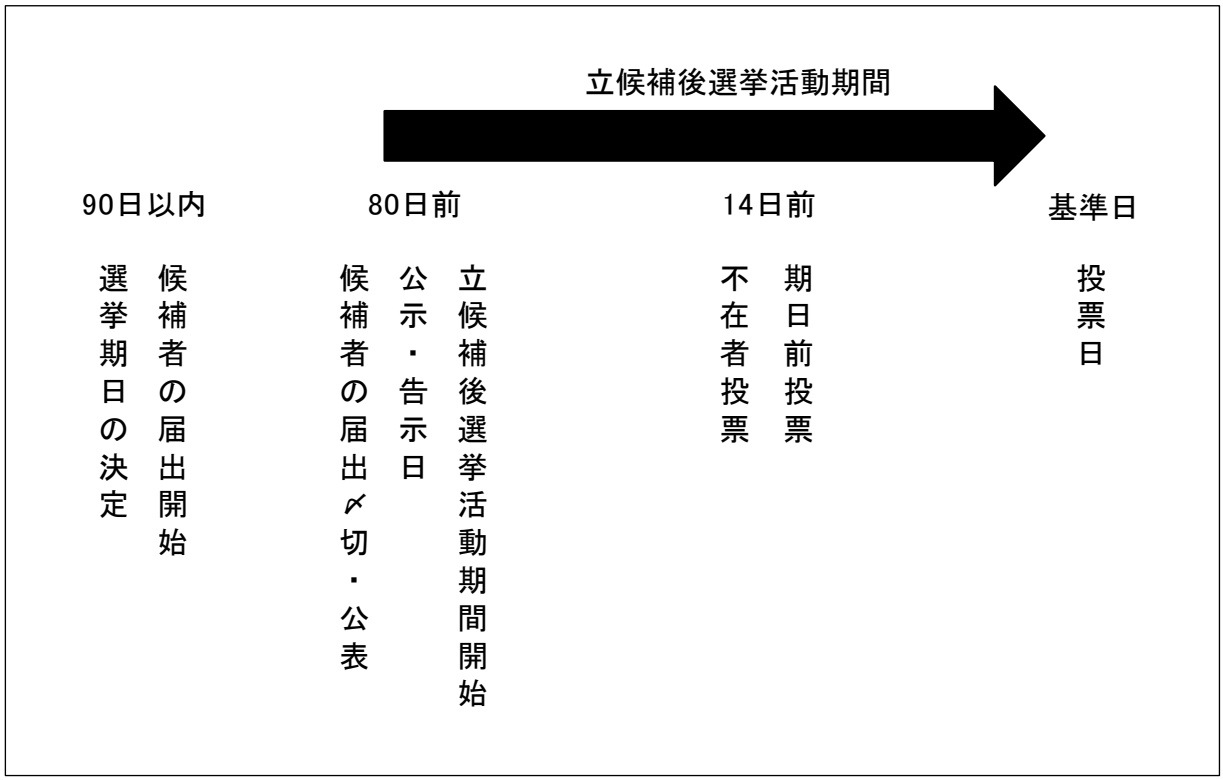

２．立候補後選挙活動期間に行う選挙・政治活動等に関する支出金額の制限（<u>選挙・政治活動</u>費用の上限枠）

① 立候補後選挙活動とは、立候補後選挙活動期間に行う選挙・政治活動をいう。

② 立候補後選挙活動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき別で定める額を超えることはできない。

③ 候補者届出政党又は参議院名簿届出政党等が行う立候補後選挙活動等に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき別で定める額を超えることはできない。

✧ 「別に定める額」は、現行制度上の制限額を参考にして決定する。

④ 公職の候補者及び候補者届出政党又は参議院名簿届出政党等以外の者が行う立候補後選挙活動に関する支出の金額は、〇〇〇〇円を超えることができない。

⑤ 立候補後選挙活動期間になされた寄附及びその他の収入とは、立候補後選挙活動期間に公職の候補者及び公職の候補者の届け出政党又は参議院名簿届出政党等に対して行われたすべての寄附及び入金のあったすべての収入をいう。

⑥ 公職の候補者及び候補者届出政党又は参議院名簿届出政党等は、立候補後選挙活動期間になされた寄附及びその他の収入並びに支出について、

- 立候補後選挙活動期間のすべての寄附及びその他の収入
- 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日
- 立候補後選挙活動期間に関するすべての支出

・　前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した報告書を、領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して、選挙管理委員会に提出しなければならない。

⑦ 立候補後選挙活動期間に関するすべての支出とは、立候補している候補者又は政党が提出した候補者名簿に含まれる候補者の当選を促進し又は獲得するために要した支出で、①政治放送、②広告、③選挙人への配布物、④マニフェストその他の政策文書、⑤世論調査、⑥メディア関連の費用、⑦交通費、⑧集会、⑨人件費等に要した支出をいう。

- 「(仮称) 選挙資金管理団体」を置く仕組みとするか
- 「立候補後選挙活動期間になされた収入・支出」と「それ以外の収入・支出」
- 公職の候補者及び候補者届出政党「以外の者」のうち、政治団体には⑥と同様の提出を義務付けてはどうか。「立候補後選挙活動」を行わなかった政治団体についてはその旨の報告のみで了とする。

（例：現行制度上の制限額）

選挙名	制限額
衆議院(小選挙区)	名簿登録者数×15円に1910万円を加えた金額
参議院(選挙区)	(定数2人の場合) 名簿登録者数÷定数×13円に2370万円を加えた金額
	(定数4人以上の場合) 名簿登録者数÷定数×20円に2370万円を加えた金額
参議院(比例代表)	5200万円
都道府県知事	名簿登録者数×7円に2420万円を加えた金額
都道府県議会	名簿登録者数÷定数×83円に390万円を加えた金額
指定都市の議会	名簿登録者数÷定数×149円に370万円を加えた金額
指定都市の長	名簿登録者数×7円に1450万円を加えた金額
指定都市以外の市議会	名簿登録者数÷定数×501円に220万円を加えた金額
指定都市以外の市長	名簿登録者数×81円に310万円を加えた金額
町村の議会の議員	名簿登録者数÷定数×1120円に90万円を加えた金額
町村長	名簿登録者数×110円に130万円を加えた金額

３.「立候補後選挙活動」への公費の負担

① 立候補後選挙活動に関する支出のうち、有効投票の一定割合以上を獲得した候補者に対しては支出した費用の一部を償還する。

３．政党交付金の使途

① 政党交付金を受けた政党はその交付金の一部を「①政策立案・形成」、「②女性の候補者、障がい等を持つ候補者」、「③地方支部組織の活動」に使用しなければならない。

② 「①政策立案・形成」については、政策立案・形成組織（シンクタンク）等の設立、運営を行うものとし交付金の〇割を使用すること。

③ 「②女性の候補者、障がい等を持つ候補者」については、女性の候補者、障がい等を持つ候補者の目標数（全候補者のうちからその割合）を設け、その達成のための活動として交付金の〇割を使用すること。

④ 「③地方支部組織の活動」については、交付金の〇割を使用すること。

⑤ 政党交付金を受けた政党は上記の使途に関する活動報告書を年に 1 回「国会及び政府（総務省）」に提出しなければならない。国会及び政府（総務省）は、提出された活動報告書を官報及び公報、インターネット等により公開する。

● 地域政党への助成について

自治体議員に対しては「政務活動費」が存在するが、地域政党に対しての活動支援はない。自治体議員・地域政党の政策立案・形成のための費用や「女性の候補者、障がい等を持つ候補者」などへの支援策も必要であるとの指摘もあるが。

４．政治資金